

やり直しのできる社会を！

新宿連絡会NEWS

2016.8.1
VOL. 69

新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議
〒169-0075東京都新宿区高田馬場2-6-10
関ビル106号 NPO新宿気付
TEL.03-6826-7802 FAX.03-5273-6895
<http://www.tokyohomeless.com>

都市が都市であるために

笠井和明

暑い夏である。

争点が分からぬ参議院選が終わり、以下同文の都知事選も終わり、リオオリンピックはこれからであるが、いずれすぐに終わり、4年後の東京オリンピックに向け、何やかんやと東京は慌ただしさの中に紛れ込んでいくことであろう。

そんな中、4年前延長が決定された、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下、ホームレス自立支援法）の期限が時限立法故、早いもので、残り1年となった。

まあ、何もしなければ自動的に来年の8月には法が失効し、既に策定されている「基本計画」も、「実施計画」も、「推進計画」も、それまでの命となり、以降、「ホームレス」と言う法律用語も消滅し、対策上の目標もなくなり、もちろん、実態調査も、計画もなくなり、国の責務もまたどこかへ行き、本人の努力も、また国民の義務もなくなることとなる。



全国規模で、ホームレスと云う存在がゼロもしくは、それに近い数にまで至ったのであれば、自然失効も分からぬではないが、東京都の本年1月概数調査で1,473名、厚生労働省の全国27年調査で6,541名と、10年前に比べれば順調に減っているが、それにしても昼間目につく数を数えただけでもこれだけ居るのだから、まだ対策の需要はあると考え、更なる目標と、その根拠となる法整備を図ろうとするのが、社会問題を扱ったことのある人々が考える普通の考え方であろう。

いくら時限立法であったとしても、問題がまだ残っているのに、時間が来たら「はいサヨナラ」では、さすがにまずいであろう。

減ったことを否定するかのよう、ホームレス概念を広くとって、議論を空中戦にもっていこうとする人々も居るが、それもちょっと見苦しく、「生活困窮者自立支援法」がそこの部分を包摂しているので、ホームレス対策を継続させようとする論拠になっているのだから、なっていないのだから、ちと怪しい。

法律に「ホームレス＝路上生活者」となっているのであるからして、それはそれとして考えるのが妥当なのであろう。予防策と云うのは、貧困にさせない予防策ではなく、路上生活にさせない予防策で、よりこちらの方が具体的である。

概念を広げても良いが、広げすぎれば、広げすぎただけ、具体性が曖昧になり、対策もまた曖昧になり、学者先生の辻説法になることは、我々が一貫して言って来たことなのであるが、誰しもがあまり考えていないようである。

ホームレスとは、路上やら公園やら河川敷やらで独自に生活をしている（圧倒的多数の単身）おっち



やんであり、対策はその人々を対象にしなければならないのは当然と言えば、当然である。

幸いにして、昼間、そのような方々が確認されない地方都市が、ゼロになると云う目標を達成をしたのなら、それはそれで喜ばしいことである。

しかしながら、大都市はそうも言ってもらえない。東京区部においても23区でバラつきはあるが、まったくもって解決したと、胸を張って言える状況ではない。

「大都市部において、路上生活者数は10数年前からすれば確実に減ってはいるが、問題はまだ残っている。(多くが減ったからと言って)ここで対策の手を引くのは、社会的包摂とは真逆の方向に至る恐れがある」

と言うのが、路上生活者に限定した今の客観的な状況なのであろう。

平成11年8月と平成27年8月の東京都概数調査の数を比較してみると歴然であるが、23区では減少数が4,991名(減少率が86%)、他方、国管理河川では、減少者数が363名(減少率34%)と、全体が平等に減った訳ではないことが分かる。

「国管轄地」と、「23区管轄地」と「26市部管轄地」では、対策の枠組みが違ったりする。それがこう言う数字には如実に現れている。

「地域生活移行支援事業」は、平成22年9月のサポートセンター事業組合の報告書によれば、1,626名が地域移行を済ませたとあり(減少数の約32%)、また、残りが自立支援センターであれ、生活保護であれ、それぞれの、この10年間の統計をみるとそれ以上の減少数(路上脱却数)が導き出されるであろう(自立支援センターでもたとえば、平成22年度は年間で633名が就労自立を果たしており、例年コンスタントに同じ規模の数を出している。もちろん、リピーターもあるから単純計算は出来ないものの、10年間では相当の成果をあげている)。

都と23区は何もやっていないどころか、法に基づく自立の支援に関しては果敢にやり続けて来た様が見てとれる。23区の減少については、間違いなく自然減ではなく、路上生活者対策の成果と言えよう。

そのスピードと規模が適正なのかどうかは、それは何とも言えない問題であり、歴史の検証を経なければならないのであろうが、昼間目につく路上生活者の数でさえ、23区で744名はおり、場所場所によっては、まだ対策は完遂されていないと普通は思う。

重点的に対策を実施している地域は路上生活者数は対策と共に順調に減り、色々と利害関係が複雑で、ストレートに対策へといかない地域はそのまま残っていたり、場所を移動したりと、対策があるかないかによってまばら模様になっていることが、東京都のこの簡単な報告からも見てとれる。

自立支援法はホームレス問題解決のため、どれほど効果があったのか？

現にホームレス生活を余儀なくされている人々を一人残らず路上から脱却させると云う「目標」であれば、それは残念ながら、まだ途上である。

ホームレスをしなくても良い社会システムを作ると云う「目標」であれば、その仕組みがある程度作られて来たからこそ、路上生活者数は世界的な経済問題があつたとしても、揺り戻しをせずに減少を続けて来たのであろうから、達成はされつつあると考えるが、法がなくなればそれもどうなるのかの保障はなく、この15年の時期だけ達成したに留まる。

生活困窮者自立支援法と云う恒久法が出来た今、ホームレス自立支援法がめざした目標に対し、この特別措置法の単なる数年間だけ(オリンピックまで?)の再延長で良いのか、それとも目標や予算をそのまま恒久法の中に取り入れる手段を作るのかの判断が社会政策的に、また政治的に問われる。

「ホームレス」と云う言葉を、この国の法体系の中に残すのか、残さないのか、そんな問題も問われてくる。

しかしながら、ここまで国際的にも普遍化した言葉を今さら変える訳にもいかないとも思う。生活困窮者一般の概念では、その中での優先順位であるとか、特性別の対策であるとかが保てなくなる。「まあまあ広くやりましょう」とのことになりかねない。

と云うことで、この問題を引き続き社会が解決す

べき問題であると考えるのであれば、恒久法の方の、生活困窮者自立支援法の中に、困窮者の細分化された存在として「ホームレス」を明文化してもらう必要がある。

まあ、「法律の一本化」と云うのがキーワードになるが、それが果たしてどこまで出来るのか出来ないのか、また、どのようにして？が、法律を作り、その運用をチェックしていく職業の人々がここでは問われるが、しっかりとそう仕事をしている人々が一体何人いるのかは、ちと、疑問でもある。議員さんは議員立法なのに、法律作ったら、後は知らんぶりだし、官僚は官僚で、国の責任を出来るだけ少なくさせ、予算も含めて地方自治体にまると押し付けようとしたがる。

しかしながら、もし「一本化」とか云う話しになれば、パフォーマンスだけの現状を知らない団体だけでなく、おっちゃん達の意見や、地道に個人でやられているボランティアなど国民の隅々の意見などもくみ取り、慎重に作って頂けるように願いたいものだ。

まあ、そう云う政治状況になるかどうかは、今は分からないし、ならなければ、ならないで、どうにかするしかないのであるが、今、自治体も含めてそのような要望を出している中で、それを一つにするのが自然の流れなのであろう。議論をしてこなかったのなら、これからしっかりとしていけば良いだけである。そして、間に合わなかったら、ホームレスの方を期間限定で再延長し、その間に再び議論を続けられれば良いだけである。

もちろん、これは、この問題を引き続き社会（もちろん本人の努力も含め）が解決すべき問題であると考えたと云う前提である。

この前提に立たない人々もいるとは思いますが、その場合は、論拠と新たな方針を示す必要があるだろう。残った人々全て収容所であるとか、ホームレス解放区を作るとか、いろいろ考えられるが、それをどう実践するのも含めて提示してもらえなければ議論は永遠にかみ合わないだろう。

社会がホームレスに関する法律を、（たとえ議員立法、時限立法であろうとも）作り、15年も運用して来たと云う意味はそう云うことである。行政が好きとか嫌いとか、排除が悪いとか良いとかの二元論でなく、総合的複合的に社会がこの問題を解決するため、予算措置がとられ、そこに人が投入されているのであり、その作られた官民のシステムを無責任に勧善懲悪の世界に引き吊り下ろして何になるのだと云うのだろうか？これでは、法律の存在も知らず、対策の仕方も学ばず、計画すら立てず、受け

狙いのロゴマークを自慢化に発表する、どこかの区長レベルと同じである（笑）。

もちろん、この14年間の総括もしておかねばならないし、残り1年をどのようにしていくのかも考えなければならない。

ホームレス問題とは、主要には都市における失業者、不安定就労者、流民者の生活の過程の問題であり、その放置と、野宿状態の維持が結果、健康問題等になるため、生活保護が最初の解決のための手段とは限らない。その意味ではホームレス自立支援法の「就労支援」や「自立支援」は妥当な考え方であったが、人々が豊かに生きるための新しい働き方や、仲間の作り方、また、そのための居場所を、この法律の中で、また、自立支援の概念の中で、どこまで作り得たのか？ホームレス者の数を数えてばかりいないで、そんな問題も、多方面に亘り考えて行く必要もあるだろう。

働こうと云う人々があっち行って、こっち行って、あっちで駄目で、こっちに来て、何が自分に出来るのかを考え、あっち行って、そしてこっち行って、野宿をしてでも、探し、そして、野宿なんて長くやるものではないので、色々な施策を使って、あっち行って、こっち行って、

こう云う底辺の循環の中に「寄せ場」や「宿場町」「歓楽街」「ターミナル駅」があり、また、近年はホームレス自立支援施策があり、また病気になった時の生活保護があり、だから、どうにかこうにか生きて来れたし、自分の居場所を見つけるまで、これからも絶望せず、流転の果てに、明るく生きていこうと思うのである。

底辺の人々がこれ以上墮ちないように、底支えを担保するものがホームレス自立支援法であったし、野宿をしなくとも済む都市の仕組みが自立支援施策であり、それはある程度、恒久的に必要である。何故なら、穴ぼこだらけの人生の中で、舗装された一本道はなかなかないからである。

閑話休題。

男気のある奴は、「俺は我慢しながら最後まで残るが、年寄りや病気の奴を先にやってくれ」と意気がる。しかし最後になったら、納得してそこから自ら去る。

そんな男たちを、私たちは何人も見て来た。

働いて稼ぎ、あばら屋でも良い、うさぎ小屋でも

良い、雨露凌げる環境下で仲間や家族と共に暮らすのは、人の本源的な欲求ではないのか？

そして、労働は自発的でなければならない。楽しくなければ何事も続きはしない。仲間と共に働くことが楽しいのかも知れない、誰かのためなのかも知れない。それは、それで良い。そこに何かの価値がなければ、言われただけで人は動きはしないものである。

社会の底辺に居続けて来た人々は、そこから自らの位置を問い直すべきなのであろう。

単なる僻みではない、自らの生きる価値と意味と、そしてこの社会を。

色々な仕事があつて良い。能力だけが基準でない働き方があつても良いし、必要でもある。

方や、ネットの世界でワンクリックで何億もの金が動くのが今である。生産人口は減り、働かなくても食べていける資産家や年金生活者が、生活者、消費者として君臨する社会でもある。権利、権利と言う人々と同様、他人を攻撃する人々、クレマーやら、モンスターペアレントやら、そんな他人を思いやれない人々も増えている。グローバル化であつたり、格差の拡大とやらは、そんな面でも影響が残る。

働くことが「美德」であつたのは、もはや昭和の発想と言われてしまいそうであるが、労働の変質の中にあつたとしても、一日暇をこくことは、それはそれで拷問のようなことであると思うのであるが、そういう生の感覚は考えないのだろうか。

働くと言う事は社会に対する責任感を持つ。消費はそれは、あまり持てない。欲求の発露でしかない。



まあ、最近の底辺も、「俺が、俺が」と言うのが極めて多いので、階層の差ではなく、もはや、それは、「くれくれ文化」として時代に定着してしまっているのかも知れない。

寄せ場問題と云うか、ホームレス問題と云うか、底辺が抱えている問題の根底は、どう働き、どう生きていくかである。

もちろん、「志」なんてなくとも人は生きていけるが、自分の動ける範囲、関係性の範囲が、その人にとっての唯一の社会であり、その居心地が良いか悪いか、幸せに生きられるのか、そうでないかの分かれ目でもある。

寄せ場はまだしも、路上の人々は、ホームレス自立支援法がなくなれば、極めて犯罪者に近い存在として存在することになる。

そうでなくとも、東京と云う土地は治安が優先される。そんな中でも「どっこい生きている」ことが証明される場所は少ないし、また、小さい。

しかし小さいながらも、我々はホームレス自立支援法や実施計画等に沿う形で、地域の中での拠点を合法的に築いて来た。それが、都市の中に必要だからこそ維持できてきたのだとも思う。ここでは、みんな、まあ、わりと、生き生きと、働き、生きている。

さて、施策面での中間総括と、方針を勝手にまとめてみよう（東京都に限定してだが）。

○東京都、特別区は都区共同体制の下、自立支援センターを軸とする自立支援システムの構築、及び運営をH6年（1994年）の都区検討会以降、ステップアップ方式の施策を計画的に実施して来た。

○また、ホームレス問題が大きく市民生活に影響をした事態を受け、H16年から「地域生活移行支援事業」を国の援助を受けず、東京都スタイルとして実施し、都立公園等重点地域を設け、テント問題の解消を図って来た。

○地域生活移行支援事業の終了と同時に、借り上げアパートを自立支援システムの取り入れるなどの改変を行った（再構築）が、同時に、緊急一

時保護センターの廃止（＝ステップアップ方式の自己否定）が強行（我々はまだ早いとした）され、結果、入り口数の減少、シェルター不足となった。

○ここまでは大きな成果を勝ち得た（勝ち得たと思ったから再構築されたのであるが）が、予想もしなかったリーマンショック後の稼働層生活困窮者の増大によって、自立支援システムはホームレス対策でありながら、路上生活を長期に経験しない稼働層生活困窮者によって占められることになった。つまり、予防策で一杯となった。

○結果、地域生活移行支援事業が想定した公園等で起居する路上生活者の多くは再構築された新しいシステムに吸収されることなく、残存することとなる。

○また、河川敷に関しては国交省、東京都が大きな方針を持たず、そのままの状態が維持され、また、市街地からの新規流入も防げず、ほぼ無策化の状態となってしまった。

○公園の適正化は進んだが、道路の適正化は後手を踏み、そこから先へは進まなかった。

○自立支援センター以外の策は新宿区など独自の対策を実施し、成果を得て来たが、23区全体としては統一されず、また、生活困窮者対策も各区により温度差が生じている。

○生活保護制度もそれらの人々の自立支援策として活用されているが、やや乱用し過ぎたきらいもあり、とりわけ若年層の自立支援に関しては、そもそも制度とニーズの整合性がとれておらず、制度そのものの混迷の原因になってしまった。

○東京オリンピック開催や、それに伴う都市開発が進められ、公共空間もリニューアルされていく過程にここ数年はある。

○2020年後、労働者を多く集めた都市の後遺症がどのように出るのかも、不明であり、景気動向は予想が出来ない。

○都市の改変の中、テント生活者を別の公共空間に移動させる、（河川敷に移動させるような）ことは、本人の高齢化や健康問題などからも、好ましいものではない。思いつきでなく、自立支援策を計画

的に実施すべきである。

○地域生活移行支援事業の目的でもあった、地域生活移行を促していく手段を、多様な形で設けて行く（自立支援センターはもちろん、その中心になるが）ことが、路上生活者対策上の現在の課題である。

○総合的対策と言いながら、縦割り行政化するのは賢明でなく、可能であれば、対策本部をブロック別に設けるべきで、それぞれの責任を明確化する必要があるし、（新しい知事がどう考えるかはあるものの）都庁はその中心を担うべきであろう。また、国はそれを財政的に支えるべきであろう。

○こうして並べてみると、東京における「路上生活者対策の再構築」の「間の悪さ」は、ずば抜けているが、まあ、もとに戻る訳にはいかないので、生活困窮者自立支援法による一時宿泊などを接ぎ木しながら、ステップアップ方式に戻ることは可能であり、また未完のグループホームは、「支援付住宅」のようなもので代用することも可能である。

○東京が東京である限り、必要な対策や施設はあるのであり、失業者が常に地方から押し寄せる都市には、次の仕事を紹介する「労働下宿」は必要であり、労働者保護の観点から、手配関係をより合法的にするのであれば、公的な自立支援センターであり、巡回相談機能である。これは都市機能として残して然るべきではないかと思うし、その覚悟を東京都と23区は持つべきであろう。

まあ、これは根拠となる明確な法律が消えても、残っても、一本化されても、である。

一度全部ちゃらにして、最初からやり直すなんてことも選択肢になくはないが、そんなことをしたら、いつまでたっても結論は出ずに、路上のおっちゃん達は仕舞には死んでしまうと思うのである。

そうならないために、分析だけでなく、具体的な方針を立てなければいけない時期なのである。

（完）

活動報告

長野～新宿～新潟～おにぎり～シャワー

巡回～シェルター～衣類就労～福祉

マスコミ向けのような、当事者のためにならない行動を控えるようになってからも、新宿連絡会は進化を続けています。

見えにくいことが「悪」のように言われ、存在すら無視をされ続けていますが、それは表から見ているだけのことで、ここ、新宿の地ではしっかりと、仲間には見えぬことを続けています。



おにぎり作りと、おにぎり配りを毎週日曜日にボランティアデイとして、馴染みのボランティアさんと一緒に実施しています。

おにぎり配りは、新宿区内とその周辺へ同時多発。行列が出来たり、出来なかつたり、寝てる人々を回ったりと、そのまま巡回活動に。

月に一度は医療班のスタッフと一緒に回ります。チラシも毎週更新し、最新情報を仲間提供しています。もちろん、病院に行きたいなどの相談は、次の日の福祉行動（福祉事務所への同行）につなげます。

20数年前から同じような行動を、毎週欠かさず実施しています。

高田馬場の事務所も仲間解放されており、衣類、物資のストックと提供場所、個別相談場所、そして毎週2回のシャワーサービスを常時実施しています。

ここには、NPO新宿が運営するシェルターや宿泊提供場所などもあり、そんな仲間も出たり入ったりで、まるで、小さな「寄せ場」のような場所です。

ちなみに、高田馬場の「寄せ場」は日雇職安は既になく、かつてのような賑わいはないものの、人に目立たず、辛うじて残っています。

この地は戦後の社会政策が色濃く、今も残る町。そんな片隅にホームレス者の社会復帰の拠点があっても、違和感はありません。

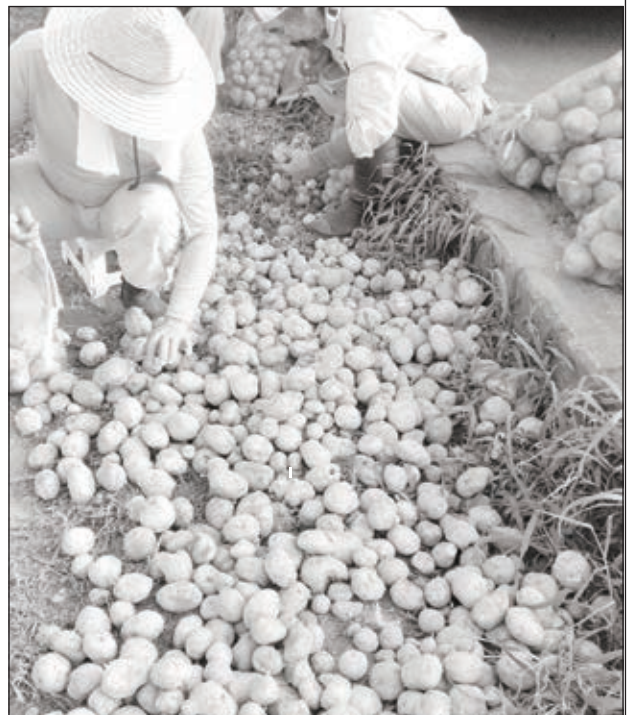
新しい働き方を求めて

おにぎりのお米も、信濃のフードバンク「山谷農場」の方々などの支援を受けて提供をしています。

頂くばかりで申し訳ないと、長野の就農活動を始めてから、早、10数年。都市と地方の新しい働き方を求め、こちらもこつこつと地道に実施しています。

連絡会のスタッフも、あちらへ行けば、どちらが農家のおやじか分からぬぐらいに馴染んでしまっています。収穫物はおにぎりの具材や、シェルター等で提供する食材に定期的に使っています。

長野に次いで、今年から、新潟の地に行くことになりました。比較的市街地寄りの長野とは違い、新潟の方は山里の小さな村です。何が出来るのかはともかく、とにかく行ってみようとのことで、仲間が泊まれる小屋作りから始まっています。雪が深い場所だけに、行ける季節は限られていますが、何かはここから始まればと思います。



新宿連絡会 会計報告

2015年度新宿連絡会収支報告

| 勘定科目 | 金額 | 勘定科目 | 金額 |
|------------------|-----------|--------|-----------|
| I 計上収入の部 | | 消耗品費 | 147,627 |
| 1 寄付金収入 | 2,853,252 | 事務用品費 | 40,250 |
| | | 事務所分担金 | 480,000 |
| 計上収入合計 | 2,853,252 | 衛生管理費 | 72,930 |
| | | 支払手数料 | 30,602 |
| II 計上支出の部 | | 車両費 | 310,016 |
| 1 事業費 | | 計上支出合計 | 2,876,200 |
| 弁当おにぎり事業 | 807,997 | 計上収支差額 | △22,948 |
| 越年越冬事業 | 567,553 | 前期収支差額 | △476,430 |
| その他活動事業 | 83,100 | 次期繰越金 | △499,378 |
| 2 管理費 | | | |
| 旅費交通費 | 71,970 | | |
| 通信費 | 264,155 | | |

引き続きご支援を頂き、ありがとうございます。
活動規模と無駄を見直した結果、支出は順調に減っていますが、収入も同時に減ってしまい、相変わらずの赤字所帯でございます。まあ、これでもめげることなくやっていますので、気がついた時にでも、適宜、ご支援宜しくお願い致します。

2016年度4月～6月新宿連絡会収支報告

| 勘定科目 | 金額 | 勘定科目 | 金額 |
|------------------|---------|---------|----------|
| I 計上収入の部 | | 消耗品費 | 14,774 |
| 1 寄付金収入 | 435,960 | 事務用品費 | 38,804 |
| | | 事務所費分担金 | 120,000 |
| 計上収入合計 | 435,960 | 衛生管理費 | 12,960 |
| | | 支払手数料 | 7,650 |
| II 計上支出の部 | | 車両費 | 9,240 |
| 1 事業費 | | 計上支出合計 | 529,826 |
| 弁当おにぎり事業 | 215,907 | 計上収支差額 | △93,866 |
| 越年越冬事業 | 0 | 前期収支差額 | △499,378 |
| その他活動事業 | 0 | 次期繰越金 | △593,244 |
| 2 管理費 | | | |
| 旅費交通費 | 0 | | |
| 通信費 | 110,491 | | |

男性もの衣類、募集中です。

皆様から頂いた衣類などの物品を直接、必要な人々にお渡ししています。

新しい洋服で生活するのは、衛生面だけでなく、気分も前向きに変えてくれます。シャワーサービスと同時に配布をしていますので、すべてを綺麗にして人生の再出発と行きたいものです。

衣類は、その季節ごと、常時募集中です。

宜しくお願い致します。

夏から秋、これから必要なものリスト

| | | |
|--------|--------|-----|
| タオルケット | タオル | 石けん |
| シャンプー | ボディソープ | |
| Tシャツ | ワイシャツ | ズボン |
| 薄手の上着 | 薄手の背広 | |
| 靴下 | 靴 | 下着 |
| 食材 | 医薬品 | |



●活動カンパ

振込は、郵便振替口座00160-6-190947「新宿連絡会」まで。

オンラインカンパは、<http://www.giveone.net/>「Give One (ギブワン)」(登録NPOを探すをクリックし新宿連絡会を見つけて下さい。)からだとジャパンネット銀行、クレジットカードで寄付が可能です。

●郵便物、物資カンパの送付先は以下の住所にお願いします●

★郵便物は

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場2-6-10関ビル106号 新宿連絡会 宛てでお願いします。